

京都の景観の色彩指針の構想

常務理事 松浦邦男

まえがき

昭和40年（1965年）頃から、それまで日本に全く無かった青い瓦が都市・農村を問わず現れ、10年ほどの間に日本国中に拡がった。当時開通したばかりの東海道新幹線からもこの風景が眺められ、京都市周辺部住宅地も同様の風景が見られた。筆者が景観とくに京都の伝統的景観の色彩に強い関心を持つようになったのはこの頃のことである。どんな建築家やデザイナーでも不快感を持つと思われる青瓦がなぜこの国に使われるようになったのか、そして日本人がなぜそのような色彩環境に慣れてしまったのか知り、少なくとも京都や奈良などの伝統的都市から青瓦を追放したいと考えている。

京都市にはこの30年間の行政の努力により景観関係の条令等が整備されるようになった。しかし、色彩に関しては残念ながら具体性を欠いており、より科学性のある色彩表示方法が望まれている。この小論は瓦のみならず建築物の外壁の色彩指針（ガイドライン）の構想を提案するための基本的な調査や考察を行った結果をまとめたものである。

1. 中国・日本の都市景観の色彩

1. 1 青という漢字

青（正字は青）は色彩用語として日本ではあいまいに使われている。このことが原因か青という色彩が建築・都市に使われているときもその性格はあいまいである。

青は元来は草木生成の色で、あお、あおみどり、みどりを含む広い範囲の色名であり、「若い」という色以外の意味によく使われる。中国では基本5色相は「赤黄緑藍紫」で、これにははっていない。日本のJIS（日本工業規格）は「あか、き、みどり、あお、むらさき」の基本5色相を使う。

和語の「あお」（旧仮名使いは「あを」）はブルーであるが、その漢字に「青」を当てはめたことが間違いのもとであった。「みどり」は国際的に進行（安全）を意味しているが一般に日本では青信号が普及しているため、本来「みどり」であるべき信号灯の色が「あお」色になってしまい、CIE（国際照明委員会）から現在改正を求められている。

1. 2 中国の色瓦

ここでは、建築・都市景観で近景を除いて一番よく目立つ瓦の色について考察してみよう。日本の色瓦の前に中国の状況を見よう。伊東忠太¹⁾は漢民族の建築の色彩を論ずるため

には、図-1に示す陰陽五行説を知らねばならないとしている。「青」は緑、青緑、藍を含み幅が広く、「赤」は緋、紅、朱、丹、「黄」は黄土、雌黄、柑色を含む。その意味するところは、図-1(2)に示すとおりである。

「宮城および帝王に関係する殿宇がすべて黄色の釉瓦を以て葺かれ…」

(カラー写真-1)、「…皇太子の宮殿が青色(これはみどり色)の釉

瓦を以て葺かれるのは、彼が東方に居て東宮と称し、春に配当され…」続いて、「日本に於いて奈良時代から平安時代にかけて、大内裡の大極殿に青い(筆者注、これもみどり)釉瓦を用いたのは唐に対して皇帝の色を用いることを遠慮し、自ら卑うして東宮に相当する色を用いたのであると云うのは、頗る穿った適説であると思う」(文献¹⁾P.66)。

ソウルの昌徳宮は李朝の離宮として建てられたが後に宮殿となり、中心となる仁政殿の東棟が宣政殿で1647年も創建され、韓国唯一の青(あお)瓦葺き殿閣である(カラー写真-2)。この建物は中国の宮殿の東宮に倣い青い瓦を葺いている。韓国大統領官邸は青瓦台と呼ばれ、明るい灰青緑の瓦が葺かれている。この国では都市・農村を問わず青瓦は日本より多いようである。

中国の色瓦は宮殿以外に様々見られるが青い瓦は少ない。北京の天壇は皇帝が天をまつる施設で、北の祈年殿は紫紺の瓦である。カラー写真-3の皇穹宇は中央にあり紺藍の青瓦である。図-1(3)に示すように青は永久の平和、死に通じ不祥を意味している。事実、南京郊外の孫文の墓廟である中山陵(カラー写真-4)は青瓦である。

なお、現在中国では青瓦は灰色または黒灰色の瓦を意味している(奈良国立文化財研究所・浅川滋男遺構調査室長による)。

1. 3 日本の色瓦²⁾

日本の瓦(粘土瓦)は崇峻天皇元年(588年)百濟の四人の瓦博士が、法興寺の創建に用いたのが始まりであり、この瓦が平城遷都(710年)とともに現在の元興寺の行基葺として一部残されているらしいことは有名である。

色瓦の最も古い例は、平城宮東院の「…ふくに瑠璃の瓦をもってし…」(767年)で緑釉瓦であるが、発掘遺品を見ると唐三彩の緑のように薄い色である。

平安京の色瓦は京都市考古資料館に陳列されている大内裏豊楽院の豊楽殿の1063年焼失

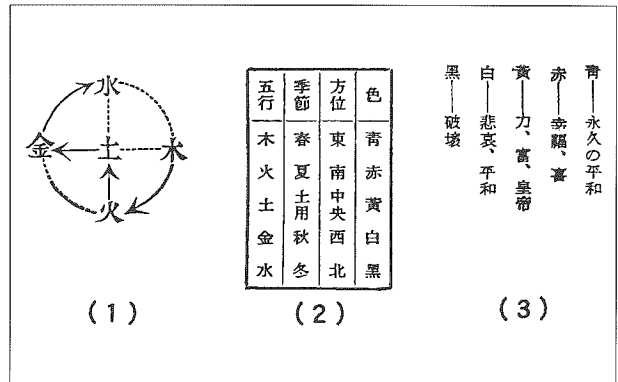


図-1 陰陽五行の説と色彩

(1987年発掘)の軒先瓦(カラー写真-5)で、JISマンセル標準色票との比色測定で10GY 4/3(暗い黄緑)であった。ただし、緑の平瓦の出土は無いので棟、下り棟、軒先、鴟尾など屋根を縁取りする部分のみが、緑釉であったようである。

緑釉は京都では、平安京以外に東寺、西寺、仁和寺、法華寺、法成寺からも出土している。とくに法成寺については、「栄華物語」の中に、「宝樓の真珠の瓦青く葺…瓦光りて空に影見え」(筆者注：この青は緑の意)と書かれている。その美しい瓦の材料を手に入れるため、藤原道長は豊樂殿の鉛の鴟尾をもぎ取らせたという記録³⁾も残っている。

中世以降になると京の文化は衰え、巨大な城郭や大書院造りが現れる安土桃山時代に、粘土瓦に漆を塗って金箔を貼った瓦が現れ、安土城(1579年)が最初である。これらは金箔瓦で縁取った屋根で、全体は普通の黒瓦であった。「フロイス日本史」に天主の瓦に青瓦のように見える瓦を使ったという記述があるが、発掘資料に青瓦は無く、筆者が観察した出土瓦は極めて上質の青味がかかった黒灰色のものであった。従って、上記の青瓦はフロイスの形容で実際は日本瓦であったと考えられ、安土城の研究者、内藤昌博士も筆者にそう語っておられる。

日本の色瓦の一つ、赤瓦は雪の多い地方で瓦の凍結による割れを防ぐ工夫である。最も早いのは承応二年(1653年)保科正之が会津焼の陶工に命じて、会津城のために釉薬の赤瓦を焼かせたが普及しなかった。文化年間、石見の宍道町來待(きまち)石粉の釉掛けの赤瓦(石州瓦)(5YR4/6,1993年)が生産され普及し、明治時代に入ると山陰、北陸、山陽まで広まった。同じ頃から新潟や福島の前多方で赤の耐寒瓦が使われ出した。同じ赤瓦でも食塩釉焼(塩焼瓦)が大正頃から三河地方(三州瓦)(5YR3/5)で始まっている。

1. 4 戦後日本の建築色彩景観

1) 建築屋根面の色彩：まえがきでも述べたように、昭和40年頃から、日本に全く無かった高彩度の高い瓦が約10年のあいだに日本国中に広がった。これにつられるようにその他の高彩度の赤・緑の色瓦が使われるようになり、ところある市民からこの現象について憂いが示された。その一例を図-2に示す。京都市でも同様であり、周辺の風致地区に近い住宅地に蔓延した(カラー写真-6)。その状況は昭和54年(1979年)撮影の航空写真⁷⁾からも明らかであり、地域は宇治市・醍醐・山科・修学院・岩倉・上賀茂・鷹峰・嵯峨野・桂・向日町・長岡京市などであった。

これらの建物は当時の高度成長期の始まりに、人口集中が起きた大都市近郊に建てられた、いわゆる木賃(木造賃貸)住宅・文化(木造分譲)住宅であり、狭小で部材も細く、ただ目立ちのためだけの青瓦を葺いたのであろう。

俗悪な風景

近頃の都市でも農村でも、日本の色で入行しても感ずるもの一つは、毒々しい屋根の色に、風情が汚染されていゝ、と云つてゐる。安くて大量に出来るというので、考えられるおまりの最も俗悪な青い瓦(かわら)が、全国に出回り、それは日一日と蔓(まん)延する気配を見せてゐる。こんなひなびた農村にも、青い瓦屋根の家が必ず一軒か二軒はあつて、なごやかな田園風景をこわす。それはひいては、現代日本人の色彩感覚や美意識を低下させ、日本人の心のなごやかさややさしさを、損傷してしまつてゐるに思ふ。

日本の風土の美しさを形作る要素の一つに、日本建築の屋根瓦の落ち着いた色やなだらかな傾斜がある。傾斜がた。それがどうも、現在は逆になつて、風土の美しさをこわす最大の要素の一つとなつてゐる。後世、昭和の今日の色彩感覚は、史上最低と評価されるだらう。

実は屋根の色だけではなく、家の軒にも壁にも田舎(たんぼ)にも、所かまわず立てられた、けぼぼしい色と形と電光の広告の数々――今日の日本人のハレンチな心の形を、これほどの確に物語つてゐるものはない。世界中、どの国が、どの都市が、こんな野放図な色や広告を許してゐるか。人々の良識に従つて、ある規制が加えられてゐるはずだ。この醜惡さの規制に手を付ける政治家や地方自治体の長は、出てこないものだらうか。

(文芸評論家)

図-2 朝日新聞 1976年6月3日(木)：山本健吉氏(文芸評論家)のコラム

2) 釉薬瓦の生産手法との関係：ときを同じくして急増した住宅需要に応ずるため、瓦生産業界は生産性の低い従来のだるま窯にかわつて、トンネル窯を導入した。流れ作業による量産化、凍結割れの少ない品質の良さ、自由な色彩の撰択、安価等の理由によつて、釉薬瓦は従来の高価な日本瓦にかわり、建売住宅に広まった。

3) 建築外壁面の色彩

日本の伝統的な町屋の外壁面(ファサード)は、屋根はさておき、軒端・軒裏・開口(格子・障子・建具)・塗壁(聚楽・漆喰)・板張・石張・柱梁等の木部・犬走りという仕上げであつた。その色彩は木部は素材または塗装(京はべんがら)、壁は聚楽色、その他は素材色である。

明治以降、練瓦造、石造、コンクリート・ガラスが出現したが、関東大震災以後の防火化及び、第二次大戦後の建築基準法の施

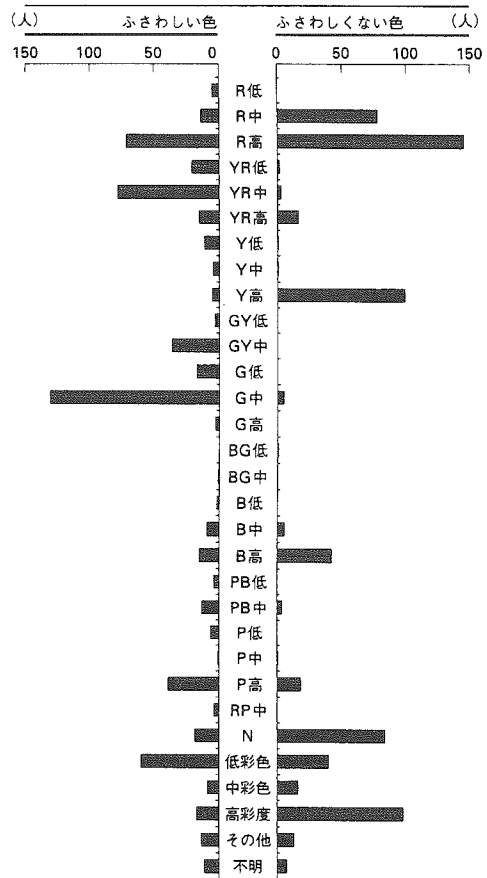


図-3 京都にふさわしい色・ふさわしくない色

行により防火・耐火モルタルが軒・ひさしの消失と敷地境界線いっぱいの建築物を可能にした。その色彩は塗装色とタイル色によって自由化し、これに金属建具の仕上色が加わり、素材色は非常に少なくなってしまう。これらがモダン木造住宅であり、鉄筋コンクリート造の出現とともに現代の明るいカラフルな塗装住宅を輩出している。

4) 現在の建築色彩の傾向：昭和55年（1980年）以降変化したのは、プレハブ（量産）住宅と高層・超高層建築（住宅）の増加と、都市と農村の住宅の区別が失われたことであろう。従ってその色彩も屋根については、青色瓦の住宅はその低質性の故に、建換えがはじまり、瓦の色は無彩色に変化するか、農村住宅においては山陰・広島地方のように昔の石州瓦に準じた茶褐色瓦が集落全体に広がる光景が見られる（この瓦の色 [推測=2.5YR5/6] はそれほど良くない）。

このように多様性・独自性のある色彩の一つを基調色とする手法は統一（秩序）を重んずる一つの色彩調整手法である。いずれにしる、建築群の色彩を定める一つのデザイン手法であろう。

2 京都の街の色の意識調査

2. 1 平成3年（1991年）の調査⁴⁾

「京都の街の色」シンポジウムを機会に行われた町の色彩に関する意識調査（京都市の造形系大学生430人、一般市民130人）からの、京都に「ふさわしい色」と「ふさわしくない色」の回答結果を、色相別に対比して表せば図-3のようになる。Y（黄）系、B（青）系の高彩度や、R（赤）の中彩度はふさわしくない色、YR（黄赤）系、G（緑）系の中彩度はふさわしい色であることは明確であるが、R（赤）系の高彩度はふさわしい、ふさわしくないの両者にあり、赤い鳥居と赤い屋根・広告などで評価が全く別れることが想像される。

2. 2 モンタージュ写真による評価⁵⁾

京都市内で撮影した三組のプリント写真（景色・建築群・一戸建）の一部の瓦屋根を、1) 橙・5YR6/10、2) 明るい灰・N7、3) うす

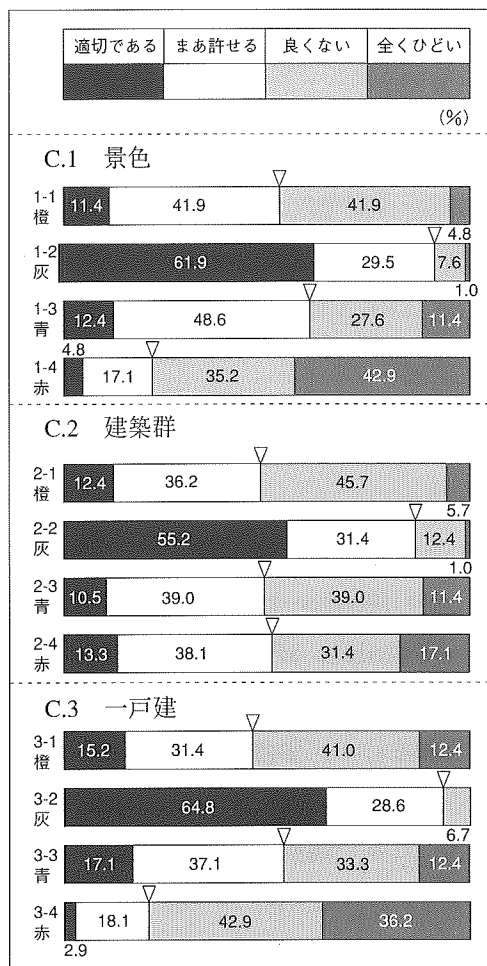


図-4 瓦の色に対する評価 [%]

い青・2.5PB6/6（現況）4）赤・10RP4/8の4色（記号はマンセル表色系）にかえたカラー写真-7（建築群のみの例）を作成した。回答者（京都市とそれ以外の近畿地方 ほぼ半々に在住する建築系学生87人、一般市民18人）に京都の伝統的な美観地区にあると考えて、「適切である」「まあ許せる」「良くない」「全くひどい」の4段階評価をさせた。（1993年9-10月）その結果は図-4『瓦の色の評価』に示すとおりである。▽印は適否の境界である。

まず、灰色は景色をはじめとして87~93%は適であったが、橙、青、赤各色は適・不適は半数程度であった。これは、回答者の年齢が29歳以下が84%、学生が83%、半数が大阪在住、さらに14%が現在青瓦住戸に住んでおり、色瓦に対する慣れ、鈍感さがあつたのではないかと考えられる。

2. 3 アンケート調査における学習効果⁶⁾

同年、摂南大学建築学科3年学生32人（男24人、女8人）に対し、2. 2と同じ写真を用いて調査を行った。その直後、筆者が「瓦の色と伝統的景観」に関する30分の講演を行った後、再び同じアンケート調査による評価を行った。その結果の評価の差を「適切である」への向きを+、逆を-とし、変化の大きさ（評価段階の数）の分布を示せば、図-5のようになる。その結果、

- 1) 灰色瓦は変化は小、
- 2) 色瓦はいずれも悪くなる。
- 3) とくに、青瓦は（景色53%、建築群41%、一戸建38%）と悪くしている。
- 4) 橙は41%、31%、22%、赤は9%、22%。25%と悪い評価に変えている。当然のことかもしれないが、学習効果はあると考えられよう。従って若い人に対する色彩教育によって現代の日本の混乱した色彩環境をもう少しましなものにする可能性が残されている。

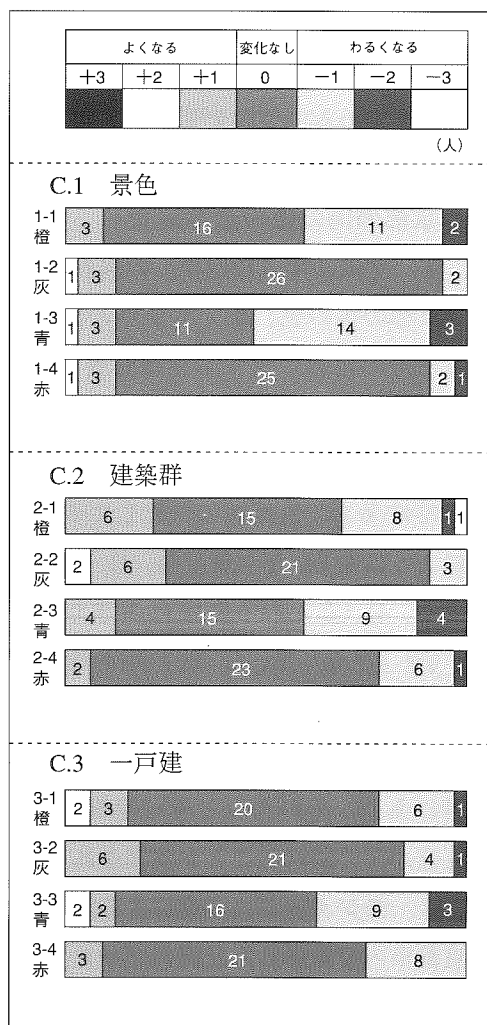


図-5 学習前後の個人別評価の変化数〔人〕

3. 京都の色彩指針（ガイドライン）の考え方

3. 1 現在の景観関係条令（カラー図—A参照）

1) 風致地区（第1～5種）：都市の自然的景観を有する地域で山林、池沼や趣のある建築物等が重要な要素となっている地域として定められている。屋根・外壁等の材料・仕上げ・意匠の色彩・光沢までが詳細に規制されている。歴史的風土特別保存地区及び緑地保全地区（一部を除き）は風致地区に指定されている。

2) 美観地区（第1～5種）：市街地景観の整備目的を京都固有の景観の維持に置き、明治・大正・昭和三時代の景観の変遷を内蔵している旧市街地の町並み景観の整備を図るため、建築物や工作物の制限に関する規定を定めている。東山を仰角5度以上で眺望できる第3種（鴨東美観）とそれ以外の第4種（都心美観）などの種別がある。色彩については特定壁面の色が光沢のないものであること、あるいは色がけばけばしいものでないこと程度にしか定められていない。

3) 建造物修景地区（第1～2種）：山麓部市街地と平安京域を対象に、際立つ建築物と工作物の美の基準を求め、それらの地域の景観ガイドラインの役割を果たしてもらい、市街地全体の景観の向上を図ろうとするものである。意匠がけばけばしい色彩、その他周辺の町並み又は山並みの景観に違和感を与えるものでないことなどしか定められていない。

4) その他の京都市市街地景観整備条例に定められた地区又は建造物：これらについても色彩として特に規制されたものはない。

5) 景観関係条令の不十分なところ：これらの条令はよく整備されているが、色彩について言えば、屋根・外壁等の詳細が指定されている風致地区以外は不十分であり、色がけばけばしいものでないこととか周辺の景観に違和感を与えるものでないなど、明確に色彩を指定するものではない。周知の色彩表示方法によって指示すべきであると考える。

3. 2 京都市の建築外壁色彩の評価調査

1) 調査の目的：前項（3. 1）で述べたように、京都市の景観条例等はよく整備されているが、こと色彩に関しては、『けばけばしい色彩、過度の装飾その他周辺の町並みの景観に違和感を与える意匠でないこと』としか定めていない。この小論で考えていることは、京都の特に伝統的な景観保全地域において、建物を設計しようとする場合の外観色彩の決定の指針（ガイドライン）を作ることである。決して外観の色彩デザイン手法を目的とするものでなく、デザインの結果、用いられた色彩をチェックするためのものである。その特色は具体的にマンセル表色系によって色彩を決めているところである。

2) 調査方法：京都市内の美観地区を選び、「街の色研究会・京都」⁹⁾会員（色彩専門家及び芸術系大学院生）による建物色彩の直接観察評価と外壁基調色及びアクセント色の標準

的色票（関西ペイント：塗料用標準色見本帳，T版1995年）との比色による測定を行った。評価はアンケート用紙によって、その地区特性に相应しいか否かを4段階評価（使用に問題なし／どちらかと言えば問題なし／やや問題あり／使用に問題あり）した。

3) 調査結果の整理：上記の4段階評価には次の評価係数を上位から +1 / +0.5 / -0.5 / -1 を与え、評価の人数を乗じた数値の百分率を求め、その合計を評価得点とした。評価得点は例えば満点（総ての人が使用に問題なし）であれば100%、総てが（どちらかと言えば問題なし）ならば50%、総てが（やや問題あり）ならば-50%、総てが（使用に問題あり）ならば-100%となる。評価得点は分かりやすいように次の図形（評価記号）で表した。評価得点100~51は○、50~26は◇、25~1は△、0~-25は▲、-26~-50は◆、-51~-100は●となる。

4) 調査対象の色彩とその評価得点の対応：調査は3回に分けて次の3地区で行っている。

- ① 西陣、寺之内（美観2，4種）No.1~9、平成11年5月調査
- ② 中京、御所南界限（美観2，4，5種）No.10~27、平成11年10月調査
- ③ 七条、正面通界限（美観2，4種）No.28~50、平成12年10月調査

図-6は日本工業規格「三属性による色の表示方法」(JIS Z8721)の色彩表示（マンセル表色系、マンセル記号H・V/C）に準拠する標準色票20色相（No.1=5R，No.2=10R，

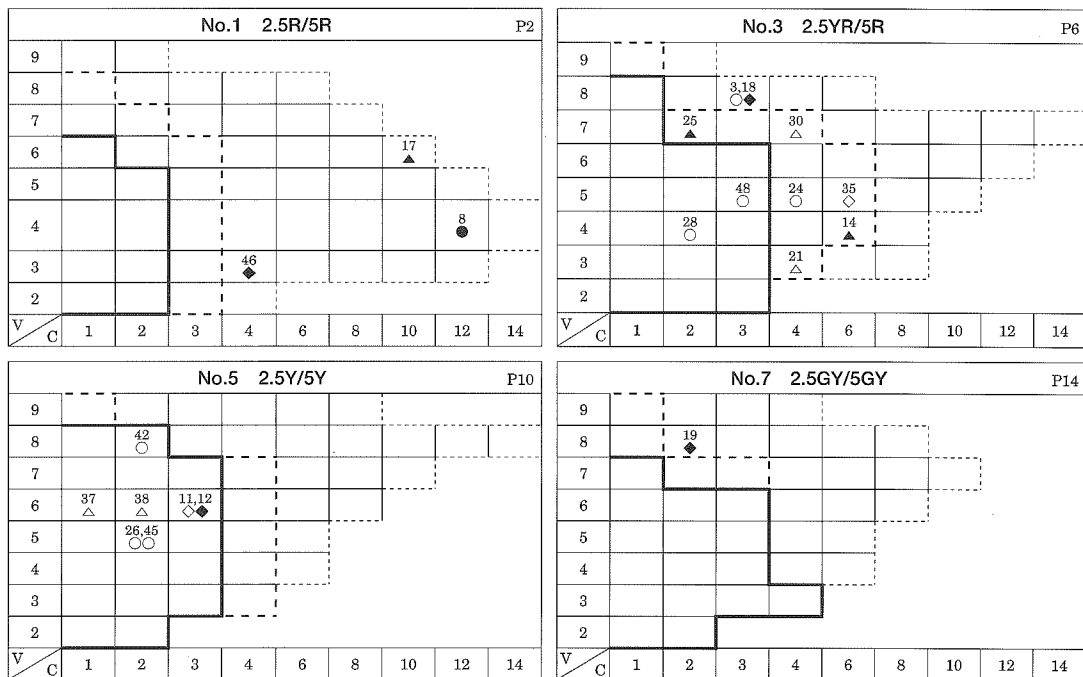


図-6 V/C図（色相別）に記録された対象の評価（図形）

—：B地域の最低（許容）レベル，---：C地域の最低（許容）レベル

No.3=5YR, No.4=10YR, ……No.19=5RP, No.20=10RP) の色票図、V/C (明度/彩度) 図である (ページ数の関係で、No.1, No.3, No.5, No.7のみ)。

この図の上の対象の町家の測定マンセル値の位置に、対象の番号をつけた図形 (評価記号) を配置したものである。この図からどのあたりの位置が、外壁面についてマンセル値として京都に相応しいか否かをおよそ検討づけることができよう。

3. 3 京都の屋根色彩の評価

1) 『京都に青瓦は無かった』: 青い釉薬が高価であったため、中国や韓国にも僅かしか無かった青瓦は、戦後の突然の青瓦と青ペンキの出現まで京都はもちろん日本のどこにも無かった。前述 (7ページ 1.4 戦後日本の建築色彩景観) のように、昭和45年頃から青い瓦が急増した理由は、レベル以上の建築家は瓦葺きの建築に見向きもしなかったのも、新しさと目立ちをねらった建売業者に席卷されたのである。当時、東京・関西の店頭で行われた紳士セーターの色相調査では、黄・赤系とともに青・青紫 (5B・5PB) が大衆に顕著に好まれ、この傾向は女性でも、車の色でも同様であった。

その他、昭和40年頃からはじまった釉薬瓦の量産化 (8ページ 2) 釉薬瓦の生産手法との関連参照) も青瓦の使用を促進した。そもそも青瓦は、緑とは曖昧な関係で色相は似てもいないし反対色でもなく、明度差も少ないので調和しない。山の緑を背景とする京都には相応しくない色である。

2) 伝統的町家の屋根の色彩: 京都の町家の屋根が日本瓦を使用するようになったのは江戸中期でそれほど古くない。しかし、延焼防止のため天明大火 (1788年) 以後にはほとんど瓦葺となり、現在まで200年以上瓦葺は継続したと考えられる。日本海側の赤味のある瓦は京都市街にほとんど及ばなかった。第2次大戦後は、鉄板葺・釉薬瓦・セメント瓦が若干用いられるようになり、赤・緑色の屋根が見られるようになったが、その必要性は少なかった。

3) 京都に相応しい屋根色彩: 社寺の屋根を除いて、建築物の近景には屋根のウエイトは小さい。しかし、中景・遠景にはそのウエイトは大きくなり、京都に相応しい屋根が重要になり、いぶし銀色を中心とする中明度の色彩がそれであることは、論議を待つまでも無いであろう。

4. 京都の景観の色彩指針の考え方

この考え方は「街の色研究会・京都」の一つの研究部会¹¹⁾が調査研究を行った結果をまとめたものである。

4. 1 色彩指針の目的

この指針は、京都に建築物や工作物などを設置しようとする場合に、その外部色彩が京都の伝統的な都市景観に相応しいか否かを、具体的に即ちマンセル表色系を用いて判断するための指針となるよう提案したものである。外部色彩のデザイン手法はある程度は含まれているが、手法それ自身として提案するものではない。

なお、ここでいう“京都”とは、行政範囲としての京都市内のみを指し示すのではなく、伝統的に京都と文化を共有している地域を合わせ意識している。

4. 2 地域区分

色彩指針を適用する地域を市街地の景観特性により、京都市を次の地域に大別する。(カラー図-A参照)

- 1) A地域：風致地区。すでに建築物や工作物に関する規則や条例によって規制や指導が適用されている地域。
- 2) B地域：美観地区（1，2，3種）、第1種建造物修景地区。市街地景観の美観を維持するために主要な地域で、伝統的な建築物が景観の重要な要素となっており、外部色彩の使用をある程度制限すべきと考える地域。
- 3) C地域：美観地区（4，5種）、第2種建造物修景地区、沿道景観形成地区。外部色彩の使用をある程度制限すべきと考えられるが、上記のB地域よりも色彩の使用範囲を広げてもよいと考えられる地域。
- 4) D地域：上記以外の地域。色彩指針を適用しない地域。

4. 3 色彩の表示

色彩を表現し、記録し、計画するにあたっては、基本的に日本工業規格「三属性による色の表示方法」(JIS Z8721)の色彩表示方法(マンセル表色系、マンセル記号H・V/C)により表示する。色相(H=ヒュー)の数字は色彩を厳格に指定する場合を除き、2.5, 5, 7.5, 10以外は使用しない。例えば、2.5と5の数値のあいだの3.75未満は2.5に、3.75以上は5とする。明度(V=ヴァリュー)及び彩度(C=クロマ)の数値は四捨五入として整数値とする。ただし、明度、彩度とも0.5、1.5を使用することがある。

自然素材の色彩は、可能な限り「物体色の色名」にある『系統色名』または『慣用色名』とマンセル記号H・V/Cによって表示する。

4. 4 屋根面の規制手法

屋根面の色彩はB地域においても遠景、中景として、とくに目立つので、従来からの風致地区(A地域)の屋根の規制に準じた。C地域はこれより少し緩和した。

- 1) B地域の色彩指針：原則として日本瓦(いぶし銀瓦)を使用する。その他の屋根材料の色彩は無彩色とし、明度(V)は6以下、3以上とする(屋根用銀色ペイントや黒色瓦

は使用出来ない)。

2) C地域の色彩指針：最低レベルをB地域より少し緩和する。無彩色(N)では、明度(V)は6以下、2以上とする。

有彩色の屋根材料の明度(V)は6以下、1以上とする、彩度(C)は色相(H) 2.5R~10Yは3以下、その他の色相は1以下とする。強い金属光沢を有する材料は使用できない。

4. 5 外壁面色彩の規制手法

外壁面の色彩について、色彩の使用範囲は第3章3. 2で述べた調査等によって定めた。

この項で用いる色彩とは、建造物の外壁面の基調色(ベースカラー)を意味する。外壁面が二或いは三色配色の場合またはサブカラー(アソートカラー)といわれる色彩もすべて基調色とみなす。強調色(アクセントカラー)は別にあつかう。

1) B地域の色彩指針：外壁面の大面積で基調色として用いられる色彩は、それ以上が京都に相応しくない色彩である最低レベル(許容レベル)を以下のように定める。色相の区分は40色相であるが、ここでは簡略なためにひとつおきの20色相を用いる。JIS Z8721標準色票(マンセル表色系)の5R・10R・5YR・10YR----・5RP・10RP・5P・10Pの20色相を用いる。ただし、5Rと10Rはまとめて10Rで、5YRと10YRはまとめて10YRで、(以下同様)それぞれ代表させる。これら20色相別の明度/彩度図(以下V/C図と略する)カラー図-B(No.1, No.2---No.20)に実線(太い)を引いて指針(ガイドライン)を定める。ラインの引き方は図-6に○、◇、△印のうち、○印のみを実線で含むようにする。

2) C地域の色彩指針：最低レベルをB地域より少し緩和し、(1)と同じV/C図(図-6)に破線(太い)を引く。◇、△印までも含むようにする。

3) 強調色の色彩指針：これは目立つ色を用いるので小面積とする。その見掛けの建築物方位別各面の各階の面積は、開口部を含む見掛けの外部面積の1/50以下とする。色彩は上記のベースカラーに示す色彩範囲を用いるようにし、とくに彩度が高くなならないよう考慮する。

4) 自然素材の色彩：石材、木材などの自然素材は、原則として素材の色彩をそのまま使用してよい。ただし、YR系の素材のレンガ及びレンガタイル(釉薬無し)は目地(無彩色)付に限る。自然素材であっても着色した場合は上記の基調色、強調色の考え方を準用する。

5) ミラーガラス：ミラーガラスは建築物方位別各面の各階の、開口部を含む見掛けの外部面積の1/3以下とする。その色彩は無彩色のみとする。原則として、カラーのミラーガラスは使用しない。

6) 強い金属光沢を有する材料：最近、自動車・IT製品に用いられ外壁仕上げにも使われている強い金属光沢材料・光輝材料・複合色材料(タイルやホーローパネル)は外壁に使

用できない。

4. 6 伝統色の使用

伝統的建造物には当該自治体の許可を得て下記の伝統色を用いることができる。

- 1) 社寺建築外壁一般に用いる朱色その他の色彩。
- 2) 伝統的和風建築に用いる屋根材料色彩（銅板葺き緑青色。桧皮葺き。柿葺等）及び伝統的宮殿建築に用いる釉薬瓦（緑釉瓦のみ）。
- 3) 伝統的和風建築に用いる壁材料色彩（じゅらく、べんがらいろ）。
- 4) 明治洋風建築に用いる屋根、壁材料色彩（銅またはチタン板葺き「緑青発色」）。

上記の（1）、（2）、（3）の色彩は『JIS Z8102色名』により、およそ表—1に示すとおりである。その範囲は、色差（±）：色相1、明度0.5、彩度0.5以内とする。

4. 7 規制の遵守とその緩和・誘導

- 1) 原則として、上記の規制は守らなければならない。
- 2) 上記の規制を外れる色彩がある場合は、それが京都に相応しいか否かは、当該自治体による審査を受けて許可を得なければならない。

表—1 伝統色の色彩

(1) 朱色（しゅいろ）＝あざやかな黄みの赤	6R 5.5/14	*1
白緑（びやくろく）＝ごくうすい緑	2.5G8.5/2.5	*1
青磁色（せいじいろ）＝やわらかい青みの緑	7.5G6.5/4	*1
(2) 緑青色（りよくしょういろ）＝くすんだ緑	4G5/4	*2
緑釉瓦（平安京豊楽殿）＝灰みの緑	10GY4/3	*3
(3) 本じゅらく（本聚楽）＝灰黄[杉森義信氏による]	（丸めれば2.5Y5/3）	*4
弁柄色（べんがらいろ）＝暗い黄みの赤	8R3.5/7	*1
(4) 煉瓦色（れんがいろ）＝暗い黄赤	10R4/7	*1

*1 『JIS Z 8102 色名』より

*2 この緑青色は*1『JIS Z 8102 色名』による自然発色青銅板（現在入手困難）である。人工発色金属板（銅KG-2：10G 6/3、銅KG-3：10G 4/4～5/4、チタン：10GY5.5/3.5）[KG-2、KG-3神戸製鋼コバルーフグリーン（2001年）、チタン：神戸製鋼（新製品2001年）、実測]

*3 松浦邦男：基調講演、シンポジウム'93「瓦の色と景観」、街の色研究会・京都 pp.12-13、1994年5月

*4 村上幸三郎：京壁の色彩測定、「街の色・壁の色へのアプローチ」、街の色研究会・京都pp.14-15、1995年10月、（杉森氏による他色のじゅらくの測定値＝黄じゅらく：2.5Y5.6/3.6、切返し：1.9Y 6.5/3.6、黒じゅらく（九条土）：10YR 4.2/1.5、大阪土：8.2YR 4.9 5.5、浅葱土：4.7Y 6.0/1.6、唐紅：9.1R 4.6/5.7、二藍：5.8PB4.0/5.7）

あとがき

京都は数多くの伝統的建築とそれを包み、また背景となる自然景観とから成り立つ特別な都市であり、それらに接するすべての建造物も京都の景観を構成する要素である。この小論は京都において、とくに伝統的な景観保全地区において、建造物を設計しようとする場合の外観色彩決定の指針（ガイドライン）が出来ることを望んで、『街の色研究会・京都』が企画したものである。新しい世紀の第一年目（2001年）は、多事多難ではあったが京都を訪ねる人々は過去最高と予想されているが、これらの人々が何を求めているかをよく理解してこの指針がさらに発展することを期待したい。

最後に「街の色研究会・京都」秋田宗平代表、中村隆一副代表、村上はるみ事務局長、色彩ガイドブック研究部会の沖中忠太郎幹事、村上幸三郎、速水久夫、奈良磐雄他各委員に深甚なる謝意を表します。

引用文献

- 1) 伊東忠太、東洋建築の研究（上）、龍吟社、(昭和18年 [1943年]) P.62
- 2) 松浦邦男、青い瓦と景観、宝塚造形芸術大学紀要“ARTES” No.12 (1998年) P.52
- 3) 「街の色研究会・京都」シンポジウム '93、瓦の色と景観 1993年、P.12
- 4) 駒井綱之助、かわら日本史、雄山閣、1972年 P.102
- 5) 「京都の街の色」シンポジウム総合報告書（同左組織委員会）(1992年9月) P.65
- 6) 文献²⁾ P.58
- 7) 文献²⁾ P.60
- 8) 航空写真地図2「空から見た京都」 日本交通公社 1979年
- 9) 1990年設立の京都のボランティア色彩研究会、代表：秋田宗平京工大名誉教授
- 10) 小林重順、日本人の心と色、講談社（1974年7月） P.129—132
- 11) 文献⁹⁾ 色彩ガイドライン研究部会：部会長：松浦邦男、幹事：沖中忠太郎